

災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書

千葉県立飯高特別支援学校・匝瑳市

災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書

匝瑳市（以下「甲」という。）と千葉県立飯高特別支援学校（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における避難所等の施設利用等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の管理する学校施設を指定避難所又は指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）として利用すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（施設利用等の要請）

第2条 甲は、乙の施設に避難所等を開設する必要があるときは、乙に対し、施設の利用及び避難所等の開設、運営等への協力（以下「施設利用等」という。）を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、施設利用等を要請するときは、電話等により要請を行うものとする。

3 乙は、甲から施設利用等の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。

（利用施設等）

第3条 甲が利用する施設は、次のとおりとする。

（1） 指定避難所として利用する施設

体育館

（2） 指定緊急避難場所として利用する施設（災害の種別）

ア 運動場（地震、洪水、土砂災害、風水害、大規模火災等）

イ 体育館（洪水、土砂災害、風水害等）

（3） 避難所等として利用する施設に付随する乙の学校設備、備品、機器類等

2 前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、乙の施設及び生徒・教職員の被害状況等を勘案した上で、千葉県発行の「災害時における避難所運営の手引き」、千葉県教育委員会発行の「学校における地震防災マニュアル」、匝瑳市発行の「匝瑳市避難所運営マニュアル」等に基づき、甲乙協議してその都度定めるものとする。

（避難所配備職員の派遣）

第4条 甲は、施設利用等を行う場合には、避難所等に避難所配備職員を派遣するものとする。

(避難所等の開設)

第5条 避難所等の開設は、乙の教職員の協力を得て、甲の派遣した避難所配備職員が行うものとする。

ただし、甲の避難所配備職員が派遣されるまでの対応は、乙の教職員が行うものとする。

2 乙が避難所等の開設が必要であり、かつ可能であると判断した場合には、甲からの要請を待たずに、乙の施設を避難所等の利用に供することができるものとする。

その場合は、乙はその旨を速やかに甲へ報告するものとする。

3 甲は、夜間休日等に災害が発生し、乙の施設に避難所等を開設する必要性が生じたときは、乙の施設を乙の了承のもとに避難所等の利用に供することができるものとする。その場合の避難所等の開設は、甲の派遣した避難所配備職員が行うものとする。

ただし、緊急を要する場合であって、事前に乙の了承を得ることが困難なときは、本項の規定にかかわらず、甲は第3条に規定する施設を避難所として使用することができる。なお、この場合、甲は避難所等の開設後、速やかに乙に対し使用した旨の通知を行うものとする。

(避難所等の管理及び運営)

第6条 避難所等の管理及び運営は、甲の派遣した避難所配備職員、乙の教職員及び避難者で組織された避難所運営委員会が行うものとする。

2 避難所等の運営については、乙は甲にできる範囲で協力するものとする。

3 甲は、甲の負担で乙の敷地内に防災資機材用倉庫等を設置し、使用することができるものとする。この場合、乙の所定の手続きを得るものとする。

なお、甲は緊急時を想定し、防災資機材用倉庫の鍵を事前に乙の担当部署に預けるものとする。

(乙の施設等の返還)

第7条 甲は、乙の施設を避難所等に利用した場合でも、乙が早期に学校運営を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により乙の施設及びこれに付随する学校設備、備品、機器類等の利用の範囲を縮小するときは、避難所等の集約を図り、段階的に乙の施設及び学校設備、備品、機器類等を乙に返還するものとする。

3 甲は、避難所等を閉鎖するときは、速やかに、乙の施設及び学校設備、備品、機器類等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は、可能な限り、避難所等として利用する前の状態に復元するものとする。

4 乙の施設及び乙の学校設備、備品、機器類等の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

(経費の負担)

第8条 施設利用等に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法(昭和22年10月18日号外法律第118号)が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

(施設の重要な変更)

第9条 乙は、避難所等に指定された施設を廃止又は改築その他の事由により重要な変更を加えようとする場合は、甲に対し事前に届出るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

(補則)

第11条 この協定に定めがない事項、この協定に疑義が生じた事項等は、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 7月 3日

甲 千葉県匝瑳市八日市場八793番地2
匝瑳市
匝瑳市長 太田 安規

乙 千葉県匝瑳市飯高1692番地
千葉県立飯高特別支援学校
学校長 平野 洋一